

盛土規制法に基づく規制について



埼玉県では、令和7年7月1日から県内全域（指定都市(さいたま市)、中核市(川越市・川口市・越谷市)を除く)を宅地造成及び特定盛土等規制法（通称：盛土規制法）に基づく規制区域に指定しています。

- ・一定規模以上の盛土等を行う場合は、許可が必要となります。
- ・土地の所有者等は、過去に行われた盛土等も含めて災害が生じないように、土地を常時安全な状態に維持する必要があります。

埼玉県の規制区域

▶ 規制区域は次の2種類の区域に分けられます

宅地造成等工事規制区域	市街地や集落、その周辺など、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリア
特定盛土等規制区域	市街地や集落などから離れているものの、地形等の条件から、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリア等

許可対象となる盛土等の規模

※宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域の許可対象規模は同じです（埼玉県では条例を制定し、特定盛土等規制区域の許可対象規模を強化）

<宅地造成又は特定盛土等（土地の形質変更）>

- 例 ●宅地を造成するための盛土・切土
●太陽光発電施設の設置のための盛土・切土 等

①盛土で高さが1m超の崖を生ずるもの	②切土で高さが2m超の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い、高さが2m超の崖を生ずるもの（①②を除く）	④盛土で高さが2m超となるもの（①③を除く）	⑤盛土又は切土をする土地の面積が500㎡超となるもの（①～④を除く）

※「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く）以外のものをいいます。
※図⑤の面積には、盛土又は切土を行う前後の地盤面の標高の差が30cmを超えない部分の面積は含まれません。

<土石の堆積>

⑥最大時に堆積する高さが2m超かつ面積が300㎡超となるもの	⑦最大時に堆積する面積が500㎡超となるもの（⑥を除く）

※図⑦の面積には、土石の堆積を行う土地の地盤面の標高と堆積した土石の表面の標高との差が30cmを超えない部分の面積は含まれません。

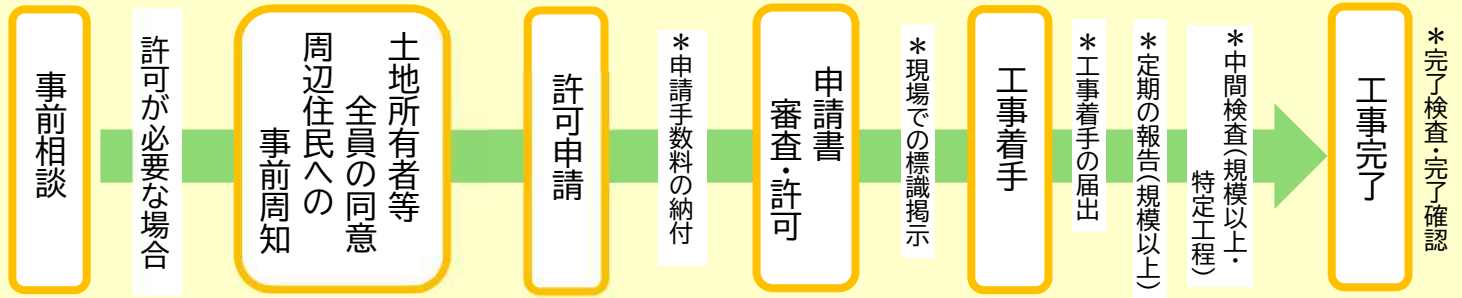


道路、公園、河川等の公共施設用地内で行われる盛土等については、盛土規制法は適用されません。
また、以下のような場合は、許可手続きが不要となります。

<適用除外>

- ▶ 国、地方公共団体等が非常災害のために必要な応急措置として行う工事
- ▶ 工事の施行に付随して行われるものであって、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場又はその付近に一時的に堆積するもの など

事前相談から工事完了までの流れ



事前相談窓口（申請前には事前相談を）

窓口	管轄市町村	連絡先
中央環境管理事務所	鴻巣市・上尾市・蕨市・戸田市・桶川市・北本市・伊奈町	さいたま市浦和区北浦和5-6-5（電話：048-822-5199）
西部環境管理事務所	所沢市・飯能市・狭山市・入間市・朝霞市・志木市・和光市・新座市・富士見市・日高市・ふじみ野市・三芳町	川越市新宿町1-17-17 ウエスト川越公共施設棟4階（電話049-244-1250）
東松山環境管理事務所	東松山市・坂戸市・鶴ヶ島市・毛呂山町・越生町・滑川町・嵐山町・小川町・川島町・吉見町・鳩山町・ときがわ町・東秩父村	東松山市六軒町5-1（電話：0493-23-4050）
秩父環境管理事務所	秩父市・横瀬町・皆野町・長瀬町・小鹿野町	秩父市東町29-20（電話：0494-23-1511）
北部環境管理事務所	熊谷市・本庄市・深谷市・美里町・神川町・上里町・寄居町	熊谷市末広3-9-1（電話：048-523-2800）
越谷環境管理事務所	草加市・八潮市・三郷市・吉川市・松伏町	越谷市越ヶ谷4-2-82（電話：048-966-2311）
東部環境管理事務所	行田市・加須市・春日部市・羽生市・久喜市・蓮田市・幸手市・白岡市・宮代町・杉戸町	杉戸町清地5-4-10（電話：0480-34-4011）

※窓口にお越しになる場合は、あらかじめ電話でご連絡をお願いいたします

申請方法

「**埼玉県電子申請・届出サービス**」から申請をお願いします。

申請入口はこちら→



都市計画法の開発許可を受けた工事の取扱い

規制開始後に都市計画法の開発許可を受けた工事は、盛土規制法の許可を受けたとみなされます。（「みなし許可」）
「みなし許可」を受けた工事では、盛土規制法に基づく許可や完了検査は不要になりますが、盛土規制法に基づく標識の掲出が必要になるほか、定期報告や中間検査が必要となる場合があります。

以下の市町村内において「みなし許可」を受けた工事に係る定期報告、中間検査などの手続きは、開発許可を受けた窓口で取り扱います。
（赤文字は、県川越建築安全センター東松山駐在）

熊谷市、行田市、所沢市、飯能市、加須市、本庄市、東松山市、春日部市、狭山市、羽生市、深谷市、上尾市、草加市、蕨市、戸田市、入間市、久喜市、三郷市、坂戸市、吉川市、三芳町、毛呂山町、小川町、宮代町、松伏町、
越生町、鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町、東秩父村、美里町、神川町、上里町、寄居町

以下の市町村内において「みなし許可」を受けた工事に係る定期報告、中間検査などの手続きは、県都市計画課で取り扱います。

秩父市、鴻巣市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、北本市、八潮市、富士見市、蓮田市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、ふじみ野市、白岡市、伊奈町、滑川町、嵐山町、川島町、吉見町、杉戸町

盛土規制法に関すること及び手続きの詳細は、**県ホームページ**でご確認ください

埼玉県盛土

検索

埼玉県 都市整備部 都市計画課 盛土規制担当

電話：048-830-5336(直通) e-mail：a5330-25@pref.saitama.lg.jp

埼玉県盛土規制法 HP→

